

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から47年3月まで
② 昭和55年4月から56年9月まで

私は、町内会長に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料を2年さかのぼって納付できると聞いたので、郵便局又は銀行で納付した。

また、昭和55年ごろからしばらくは、国民年金保険料を納付することができなかったので、後に、さかのぼって納付したはずであるが、同年4月から56年9月までが未納とされているため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和45年7月から47年3月までについて、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼって2年分の国民年金保険料を金融機関で納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年9月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当該期間は、過年度保険料として金融機関で納付が可能であることから、申立人は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和40年4月から45年6月までは、申立人が、国民年金の加入手続を行った上記の時点では、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 55 年ごろからしばらくは、国民年金保険料を納付することができなかつたので、後に、申立人の夫と一緒にさかのぼって納付したと主張しているが、一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間は未納である上、申立人は、62 年 11 月から平成 5 年 1 月にかけて、申請免除期間であった 56 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料を追納していることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立人は、この追納を申立期間の保険料納付と誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和 40 年 4 月から 45 年 6 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月及び同年5月

私は、納付書が届くと必ず国民年金保険料を納付したので、領収書等はないが、申立期間の保険料は納付したはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和51年2月に国民年金に任意加入して以降、国民年金加入期間について申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、54年3月から57年3月までについては、付加保険料も併せて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が当時居住していたA町が保管している国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納と記載されていることから、現年度納付されなかったものと考えられるが、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和52年度及び57年度の摘要欄に過年度保険料納付の申出があったため発行されたものと考えられる「納付書」の記載が有り、申立人は、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年10月17日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年4月までの期間及び44年3月から48年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から43年4月まで
② 昭和44年3月から48年7月まで

私は、昭和50年代の前半ごろに、当時、A区役所保険課の職員であった親族から勧められ、申立期間の国民年金保険料を、その親族に渡した。その親族も「確かに預かり、同区役所の保険課年金係の方に渡し、領収書を頂き本人に渡した。」と証言してくれている。保険料は8万3,000円ほどであった。

申立期間の国民年金保険料は申請免除とされているが、私は、免除された覚えはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間について、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については免除の申請をした覚えはなく、特例納付したとしており、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間①及び②については、いずれも申請免除となっている。しかしながら、免除申請手続の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この手帳記号番号では、申立期間の申請免除を受けることができない上、申立期間当時の

居住地であるB市A区で国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、該当者は無いことから、国民年金の加入手続が行われなまま免除申請が承認されるとは考え難く、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和50年代前半ごろに納付したとしており、当時は第3回目の特例納付が実施されていた時期である上、申立人が保険料を渡したとしている申立人の親族は、申立人の申立内容と同様の証言をしていることから、申立期間の保険料は納付されていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年7月までの期間及び16年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成7年11月から8年7月までは18万円、16年4月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成7年11月から8年7月までの期間及び16年4月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月10日から16年4月30日まで
株式会社Aに平成7年11月10日から20年1月24日まで正社員として勤務していたが、勤務当初から16年4月まで受け取っていた給与額に較べて厚生年金保険の標準報酬月額が違うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間のうち平成7年11月から8年7月までは13万4,000円、16年4月は18万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書により、申立期間のうち平成7年11月から8年7月までの期間及び16年4月について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された厚生年金保険料額より高い保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち平成7年11月から8年7月までは18万円、16年4月は28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の経理担当者である事業主の妻は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成8年8月から16年3月までの期間については、給与明細書から、社会保険庁の記録されている標準報酬月額より高い報酬月額が支給されていることが確認できるが、厚生年金保険料の控除額から算出した標準報酬月額と社会保険庁の記録が一致しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和52年4月21日に訂正し、申立期間に係る同年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月21日から同年4月21日まで

昭和38年3月から退職する平成2年10月まで株式会社A及び系列会社の株式会社Bに継続して勤務していたが、株式会社Bに異動した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私の所持する給与支給明細書には途切れた期間は無く厚生年金保険料も控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和52年3月分から同年5月分の給与支給明細書及び複数の同僚の供述により、申立人が株式会社A及び同社と同一の企業グループに属している株式会社Bに継続して勤務し(昭和52年4月21日に株式会社Aから株式会社Bに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録における株式会社Aの資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険

事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 52 年 3 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人A（現在は、株式会社B）C事務所における資格喪失日に係る記録を昭和24年6月1日に訂正し、申立期間に係る同年5月の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月31日から同年6月1日まで

申立人は、昭和19年10月1日から55年3月31日に退職するまで途切れることなく財団法人Aに勤務していたが、24年5月の1か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。証明するものとして、職歴証明書があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

財団法人Aの後継事業所である株式会社Bが保管していた申立人の人事カードにより、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和24年6月1日に財団法人AのC事務所から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、財団法人AのC事務所に係る昭和24年4月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が資格喪失日を昭和24年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日

と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年1月から同年9月までについては20万円、同年10月から6年1月までについては22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年2月21日まで

社会保険庁の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が8万円となっているが、当時の給与明細書では申立期間のうち平成4年1月1日から同年9月30日までは20万円の等級の厚生年金保険料が、同年10月1日から6年2月21日までは22万円の等級の保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の株式会社Aに係るオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち平成4年1月1日から同年9月30日までは20万円、同年10月1日から6年2月21日までは22万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月21日）の直前の6年2月10日付けで4年1月1日にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のほか9人の被保険者について申立人と同様に、平成4年1月1日（うち2人はそれぞれ平成4年3月1日及び同年8月1日）にさかのぼって標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、申立人の所持する申立期間の株式会社Aの給与明細書では、申立人の申し立てている標準報酬月額に対応する厚生年金

保険料が控除されている上、当該事業所の代表者からは、申立人の報酬月額が訂正後の標準報酬額（8万円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する不納欠損整理簿により、平成6年2月10日当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると平成6年2月10日付けで行われた遡及^{そきゅう}訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^は考え難く、申立人について4年1月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額を平成4年1月から同年9月までについては20万円、同年10月から6年1月までについては22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を30万円に、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を平成13年6月から14年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は30万円、同年11月は20万円、同年12月は24万円、15年1月及び同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは30万円、同年8月は20万円、同年9月から同年12月までは30万円、16年1月は36万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から同年9月までは20万円、同年10月から17年2月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年3月1日から13年6月1日まで
② 平成13年6月1日から17年3月1日まで

私は、平成10年3月1日から13年5月31日まで株式会社Aに、同年6月1日から17年2月28日までB有限会社に勤務しました。ねんきん定期便が届いて確認すると、両期間の年金記録の標準報酬月額が18万円となっているが、支給されていた給与額30万円からみて低いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している株式会社Aに係る給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、申立人が所持するB有限会社に係る給与支払明細書から、その主張する標準報酬月額(平成13年6月から14年7月までは30万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は30万円、同年11月は20万円、同年12月は24万円、15年1月及び同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは30万円、同年8月は20万円、同年9月から同年12月までは30万円、16年1月は36万円、同年2月及び3月は26万円、同年4月から同年9月までは20万円、同年10月から17年2月までは19万円)に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主とB有限会社の事業主は共に、事務委託をしていた社会保険労務士事務所に給与額18万円の給与支払明細書を提出し、同事務所は申立期間の算定基礎届において報酬月額をともに18万円として社会保険事務所に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、それぞれの事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に21万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA県B庁C部における標準賞与額に係る記録を21万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A県B庁C部勤務中に支給された平成17年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるように、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びA県B庁C部の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成19年10月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に31万9,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA県B庁C部における標準賞与額に係る記録を31万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A県B庁C部勤務中に支給された平成17年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるように当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びA県B庁C部の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、31万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成19年10月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に54万6,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA県B庁C部における標準賞与額に係る記録を54万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月30日

A県B庁C部勤務中に支給された平成17年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるように当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びA県B庁C部の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、54万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成19年10月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に53万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA県B庁C部における標準賞与額に係る記録を53万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月30日

A県B庁C部勤務中に支給された平成17年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるように当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びA県B庁C部の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、53万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成19年10月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に39万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA県B庁C部における標準賞与額に係る記録を39万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月30日

A県B庁C部勤務中に支給された平成17年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるように当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びA県B庁C部の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、39万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成19年10月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に19万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA県B庁C部における標準賞与額に係る記録を19万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月30日

A県B庁C部勤務中に支給された平成17年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるように当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びA県B庁C部の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、19万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成19年10月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に21万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA県B庁C部における標準賞与額に係る記録を21万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A県B庁C部勤務中に支給された平成17年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるように当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びA県B庁C部の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成19年10月11日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から51年7月までの期間及び57年3月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から51年7月まで
② 昭和57年3月から同年11月まで

私は、昭和49年3月及び57年3月に会社を退職した際、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月及び57年3月に会社を退職した際、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、申立期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は認められない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和46年4月1日に取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号であり、基礎年金番号制度の導入（平成9年1月）前に、同基礎年金番号では申立期間の国民年金保険料の納付はできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、昭和55年ごろ、主人の同僚の奥さんの勧めで国民年金に任意加入し、当時居住していた社宅はA区役所B出張所のすぐ近くだったので、小さな子供の手を引いて、国民年金保険料を毎月納付に行ったことを覚えている。当時の年金手帳は、オレンジ色の手帳よりは小振りで、色も今のように派手な色でなく、検認印が有ったことを覚えている。申立期間は保険料を納付しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろ国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の被保険者記録から61年7月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、申立人が所持している年金手帳にも国民年金の「はじめて被保険者となった日」は、同年4月1日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えるのが相当である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を国民年金手帳に押印する方法で納付したとも主張しているが、C県A区では昭和46年4月から納付書による納付方法が開始されていたことが確認できることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月、7年3月から9年6月までの期間及び10年1月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月
② 平成7年3月から9年6月まで
③ 平成10年1月から11年3月まで

私は、A区役所で、申立期間について申請免除の手続を行ったにもかかわらず、免除となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてはいずれも、B市A区役所で国民年金保険料の免除申請手続を行ったと主張している。しかしながら、申立人は平成11年4月及び同年10月から12年1月までの保険料については、申請免除されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるものの、B市が国民年金の加入状況、保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間はいずれも「登載なし」とされていることから、同市では申立人を申立期間について被保険者として管理していなかったものと推認できる上、申立期間は、10年1月29日に「未加入期間国年適用勸奨」され、申立期間の国民年金被保険者資格はいずれも12年2月1日に記録追加されていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は免除されていなかったものと考えるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料の申請免除を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が申請免除されていたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から52年3月まで

昭和46年8月ごろ、A区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、その後も高齢の男性が集金に来たので納付するなど、保険料は申立期間中に3回、1回当たり約1万3,000円納付している。

申立期間当時の国民年金手帳は、昭和52年4月に再就職した会社の経理担当者に提出すると言われて提出したので持っていたはずである。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間中に国民年金保険料を3回納付したと主張している。しかしながら、申立人は、平成20年8月21日に国民年金の第1号被保険者となり、申立人の国民年金の記録管理は、基礎年金番号で行われていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがわがわがせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を昭和52年4月に再就職

した会社の経理担当者に提出するように言われて提出したとも主張しているが、厚生年金保険の適用事業所が、新規に雇い入れた従業員に対して、国民年金手帳の提出を求める必要性は考え難い上、事業所の当時の経理担当者に照会したところ、「一般的に、新入社員の厚生年金保険の加入手続等に際して、従前の勤務先で交付された年金手帳の提出を求めても、国民年金手帳の提出を求めることは無かった。」としている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から56年3月まで

結婚後の昭和49年6月ごろに、夫が国民年金の加入手続を行い、養父が、家族4人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることは納付できない。なお、年金手帳に46年*月*日から被保険者となった旨の記載も有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和49年6月ごろに、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立人の養父が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、56年8月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳に、「初めて被保険者となった日」が昭和46年*月*日と記載されているとしているが、これは、保険料の納付開始月を示すものではなく、申立人が20歳になったことに伴い、この日が国民年金の被保険者資格の取得日となったことを示すものである。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から55年3月まで
昭和44年11月ごろに、私が国民年金の加入手続を行い、父が、家族4人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることは納得できない。なお、年金手帳に同年*月*日から被保険者となった旨の記載も有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月ごろに、申立人が国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、55年8月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳に、「初めて被保険者となった日」が昭和44年*月*日と記載されているとしているが、これは、保険料の納付開始月を示すものではなく、申立人が20歳になったことに伴い、この日が国民年金の被保険者資格の取得日となったことを示すものである。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から52年9月まで

私の母親は、私が20歳になった際、国民年金に加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚した際、申立期間の保険料を納付した年金手帳であると言って手渡してくれた。その後、古い方の年金手帳を処分した。保険料の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、婚姻後の昭和53年7月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の「初めて被保険者となった日」は同年6月5日とされていることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、この時点において申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立期間のうち、昭和45年3月から同年8月までについては、厚生年金保険の期間であり、この期間は平成21年3月19日に追加修正されたことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。仮に当該期間の国民年金保険料が納付されていれば、保険料が還付されることとなるが、還付された記録は見当たらない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から平成 7 年 3 月まで
母親が私の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを兄から聞いているが、母親は既に亡くなっており、証拠となる領収書などは無いが、申立期間については納付していると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付してくれたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 9 月に払い出されていることが A 市が保管している国民年金手帳記号番号の払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年2月まで

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は父親がしてくれており、結婚した際、これからは自分で保険料を納付しなさいと言われて、年金手帳を渡された。その年金手帳は無くしてしまったが、丸い印が押してあったのを覚えており、学生であるのに年金を納めていたことを友人が感心していたことも覚えている。兄も私と同様に結婚するまでは父親が保険料を納付していた。

申立期間の納付記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されていることが、社会保険事務所に保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人が所持している年金手帳にも、「初めて被保険者となった日」として同年9月14日と記載され、同日に任意加入していることが確認でき、これは、社会保険事務所に保管している特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、申立期間は国民年金に未加入期間であり、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、その兄についても同様に、婚姻するまで、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたとも主張しているが、申立人の兄の保

険料納付済期間は婚姻後の昭和 50 年 4 月以降であることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、平成10年4月から6月ごろにA区役所で国民年金に加入し、平成10年度の国民年金保険料の申請免除の手続を行い、11年度も申請免除の手続を行った。12年度は大学で学生納付特例制度のポスターを見て、同区役所で学生納付特例の申請手続を行った。申立期間は申請免除の手続を行ったはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月から6月ごろにB市A区役所で、申立期間の国民年金保険料の申請免除の手続を行ったと主張している。しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、平成11年度については申請免除、12年度については学生納付特例、平成20年10月については申請免除の記録が確認できるものの、申立期間について免除された記録は見当たらない上、同市が保管する保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでも、申立期間について免除された記録とはなっておらず未納とされていることから、申立期間の保険料は免除されていなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1412

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から43年3月まで

申立期間については、昭和42年10月ごろに町内会長に勧められ、妻が私の国民年金の加入手続を行い、郵便局又は銀行で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされているので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ごろ申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、50年5月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、49年4月から50年3月までの保険料を現年度納付していることが、A市が保管している国民年金被保険者名簿で確認できることから、申立人は、同年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後の昭和50年8月から同年12月にかけて、43年4月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付するとともに、同年7月から49年3月までを過年度納付していることが、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管している特殊台帳で確認でき、これは、申立人が国民年金の加入手続を行った時点から60歳になるまで保険料を納付しても、国民年金老齢年金

の受給資格を得るには63か月不足するために納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年5月5日から35年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、株式会社A（現在はB株式会社）に勤務した期間のうち、昭和24年5月5日から35年5月1日までの期間について未加入期間になっていることが判明した。同社には申立期間についても継続して勤務しており、事業所には資格取得日が24年5月5日と記載されている被保険者資格取得届が残っていることから、当該期間が空白になっていることは納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する労働者名簿及び複数の元同僚の供述から、申立人が昭和24年4月1日から同社に勤務していた事実は確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人の資格取得日と同日の昭和35年5月1日であり、それ以前に適用事業所であった記録は確認できない上、同社に照会したところ、同社には29年7月13日付け及び35年5月1日付けの2種類の被保険者資格取得届が保管されているが、35年5月1日付け被保険者資格取得届が正しい届出であると回答している。

また、当時の複数の元従業員から株式会社Aの社会保険の適用について昭和35年5月1日である旨の供述があり、その内の一人は、35年ごろに労働争議があったのをきっかけに社会保険に加入した旨供述している。

さらに、当該事業所が独自に作成している「厚生年金保険証控」には申立人

の被保険者資格取得日は昭和 35 年 5 月 1 日と記載され、申立人の受領印が押印されていることから、同日付けで申立人に厚生年金保険被保険者証が交付されていることが確認できる。

加えて、申立人は、B 株式会社が保管している昭和 29 年 7 月 13 日付け被保険者資格取得届に C 社会保険事務所の同年 7 月 15 日付けの受付印が押されていることから、当該資格取得届に申立人の資格取得年月日として記載されている 24 年 5 月 5 日が正しい被保険者資格取得年月日である旨を主張しているが、これについて同社会保険事務所に照会したところ、同社会保険事務所の担当者は、当時の資料が無いため、事実については不明であるとしながらも、当該資格取得届に記載された資格取得年月日は、国の保険料徴収権がある 2 年を経過した年月日が記載されている者がほとんどである上、当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、当該資格取得届が有効なものとして受理された資格取得届ではないことがうかがえる旨回答している。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録においても、申立人の資格取得年月日は昭和 35 年 5 月 1 日であり、29 年 7 月 13 日付け資格取得届に記載されている 10 人のうち、当該事業所における被保険者記録がある 6 人について、いずれも 35 年 5 月 1 日が資格取得日となっており、これら全員について社会保険庁が資格取得日を誤って記録するとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 2 月 25 日まで

私は、平成 9 年 3 月 24 日に社会保険事務所において、株式会社 A における厚生年金保険加入の手続をした際、当時、糖尿病の治療中であったことから、その初診日である 6 年 2 月 25 日まで保険料納付ができないか確認したところ、厚生年金保険法第 75 条及び時効（2 年）のため不可能との回答であった。しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律が施行されたので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 3 月 1 日であり、それ以前の申立期間に適用事業所であった記録は無く、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険新規適用届によると、申立人は事業主として同年 3 月 24 日に同届出をしていることが確認できる。

また、申立人は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の年金受給要件を満たすために記録訂正と訂正後の厚生年金保険料納付を認めてほしい旨の申立内容であるが、一方で、事業主であった申立人は、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料は控除しておらず納付もしていない旨の供述をしている。よって、特例法は、「事業主が被保険者の保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付したことが明らかでない場合」に限り該当する特例措置であることから、同法に該当するとする申立人の主張を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から50年7月31日まで
社会保険庁の記録によると、有限会社Aで代表取締役として在職していた期間のうち、昭和45年4月1日から50年7月31日までの被保険者記録が無いのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、有限会社Aにおいて、昭和44年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年4月1日に資格喪失、50年8月1日に再度資格取得し、61年4月1日に資格喪失となっており、45年4月1日から50年7月31日までの被保険者記録が無い。しかし、申立人は、当時の資料は何も残っていないが、同社の社会保険手続及び保険料納付は、代表取締役であった自分が行っており、申立期間に自身の資格喪失の届出はしておらず、保険料をかなり滞納していた時期もあったが、手形や先付小切手ですべて納付していたと主張している。

そこで、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る記載を確認したが、申立人に係る記録については、社会保険庁の記録のとおり記載がされており、昭和44年7月1日の資格取得時と50年8月1日の資格取得時では、別の健康保険番号が記載されている。そのほか、健康保険の整理番号に欠番も無く、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所において、申立人の主張する記録が失われたとは認められない。

また、申立人の妻も、申立人と同様に、有限会社Aで昭和45年4月1日に

資格喪失し、50年8月1日に再度資格取得しており、申立てを行っているが、資格の喪失及び取得のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人及び申立人の妻両人の記録の処理を誤ることは考え難く、申立人の弟も45年4月1日に同社で資格喪失していることから、社会保険庁の記録のとおり、事業主から社会保険事務所へ資格の喪失及び取得の届出が行われたと考えられる。

さらに、商業・法人登記によると、申立人は昭和48年9月25日に有限会社Aで唯一の取締役となっているが、同日まで唯一の取締役であった申立人の弟について、申立人及び同社の元従業員は、実際には全く勤務しておらず、名義だけの取締役であった旨供述しており、全申立期間において、実質的な経営者は申立人であったことが推認できる供述もしている上、申立人は、同社の社会保険手続及び保険料納付は自分が行っていたとしており、経理事務担当者であった申立人の妻と共に金銭関係もすべて管理していたと述べている。

当委員会では、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）」に基づき記録訂正が認められるかの判断を行っているが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されており、当該申立てについては、上記規定に該当すると認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者記録については、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、有限会社Aで経理事務担当者として在職していた期間のうち、昭和 45 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 31 日までの被保険者記録が無いのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、有限会社Aにおいて、昭和 44 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 4 月 1 日に資格喪失、50 年 8 月 1 日に再度資格取得し、63 年 5 月 3 日に資格喪失となっており、45 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 31 日までの被保険者記録が無いが、申立期間も同社の経理事務担当者としてずっと継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除していたと主張している。

そこで、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る記載を確認したところ、申立人に係る記録については、社会保険庁の記録のとおり記載がされており、申立人が最初に資格喪失した昭和 45 年 4 月に健康保険証が社会保険事務所に返納されていることも記載されている。また、44 年 7 月 1 日の資格取得時と 50 年 8 月 1 日の資格取得時では、別の健康保険番号が記載されており、同社の健康保険の整理番号に欠番も無く、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所において、申立人の主張する自身の記録が失われたとは認められない。

また、申立人の夫も、申立人と同様に、有限会社Aにおいて昭和 45 年 4 月 1 日に資格喪失し、50 年 8 月 1 日に再度資格取得しており、申立てを行って

るが、資格の喪失及び取得のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人及び申立人の夫両人の記録の処理を誤ることは考え難く、申立人の義弟も45年4月1日に同社で資格喪失していることから、社会保険庁の記録のとおり、事業主から社会保険事務所へ資格の喪失及び取得の届出が行われたと考えられる。

さらに、申立人は、有限会社Aの社会保険手続を自ら行っていたとする同社の実質的な経営者の妻であり、経理事務担当者として夫と共に、金銭関係をすべて管理していたとしていることから、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が厚生年金の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当し、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者記録については、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月まで、又は、
同年 12 月から 56 年 3 月まで

私は、株式会社Aに 12 月ごろに入社して、3 月ごろに退職した。入社は昭和 54 年か 55 年かは覚えていない。申立期間当時は国民健康保険に加入していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A（現在は、株式会社B）に照会したところ、「当時の人事課担当者は退職しているが、当社に保管されている社会保険一覧表と、直接雇用の社員情報記録にも申立人の氏名が無い。」と回答している上、当時の同僚に照会しても申立人を記憶している者は無いことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は申立期間において国民年金保険料の納付記録がある上、申立人は、「健康保険証は、入社して3か月未満の勤務期間だったので、会社から貰う前に退職した。自分は国民健康保険に加入していた。」と供述していることから、申立期間において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとする申立人の主張は合理性に欠ける。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間において、申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 26 日から 47 年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 43 年 10 月 26 日に資格喪失となっているが、46 年に隣の A 工場の火事で当時勤務していた株式会社 B が全焼し、その後 1 年程後始末をしていたので、47 年ごろまでは確かに勤務していた。また、退職後は約 10 か月間失業給付を受けたことを覚えているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時勤務していた株式会社 B が昭和 46 年ごろに隣接する A 工場から出火した火災により全焼し、その後火災の後片付け等で 1 年ほど勤務した後、47 年に退職したと主張しているが、C 市消防局 D 消防署の記録及び 43 年 10 月 28 日付の E 新聞に掲載された記事によれば、当該火災は同年 10 月 27 日に発生しており、46 年については A 工場又は株式会社 B に係る火災発生的事实は確認できないため、申立てに係る事实は確認できない。

また、株式会社 B は昭和 58 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立期間当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人の当該事業所における正確な勤務期間及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、申立人は当該事業所を退職した際、昭和 47 年に当該事業所において 10 か月程度失業給付を受給したと主張しているが、雇用保険の加入記録に

において申立人が当該事業所において被保険者であった記録は確認できないため、当該事業所を退職後に失業給付を受給したとしている申立人の主張する事実は確認できない。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日として記載されている昭和43年10月26日の日付と同時期に健康保険証が返納された旨が記載されている上、申立期間における健康保険番号も連続しているため、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年額保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで
② 昭和 54 年 5 月 21 日から 56 年 5 月 19 日まで
③ 昭和 56 年 5 月 19 日から同年 8 月 21 日まで
④ 昭和 57 年 3 月 23 日から同年 10 月 16 日まで
⑤ 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 6 月 26 日まで
⑥ 平成 2 年 8 月 14 日から 5 年 5 月 1 日まで
⑦ 平成 6 年 6 月 21 日から 10 年 11 月 1 日まで

申立期間①は株式会社Aで、申立期間②はB株式会社で、申立期間③はC株式会社で、申立期間④はD株式会社（現在は、E株式会社）で、申立期間⑤はF株式会社で、申立期間⑥は株式会社Gで、申立期間⑦は株式会社Hでそれぞれ勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、全申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与 30 万円より非常に低い額の記録になっているので、調査し、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aに照会したところ、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等は保管されておらず、当時の経理担当者も既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき、申立期間①当時に在籍し、所在の判明した元同僚 11 人に照会したところ、6 人から回答があり、そのうち一人は、給与と比較して標準報

酬月額が低いことは無いと回答している。また、6人とも給与明細書等を保管しておらず、申立てに係る事実を確認できないものの、上記名簿において、申立期間在職していた元同僚と申立人の標準報酬月額を比較しても申立人の標準報酬月額が特に低いとは言えない。

申立期間②のB株式会社について、法人登記簿は確認できず、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主も既に亡くなっており、厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等の存在は不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立期間③のC株式会社の元事業主に照会したところ、厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する当時の資料は保管しておらず、当時の記憶も無いため、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立期間②及び③について、申立人及び元同僚は、B株式会社とC株式会社は、名称は異なるが同じ会社である旨供述しているため、社会保険事務所が保管するB株式会社及びC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき、申立期間②及び③当時に在籍し、所在の判明した元同僚17人に照会したところ、回答のあった9人とも当時の給与明細書等を保管しておらず、申立てに係る事実を確認することができないが、申立人の標準報酬月額は、上記名簿で申立期間在職していた元同僚の標準報酬月額と比較しても特に低いとは言えない。

申立期間④について、D株式会社に照会したところ、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等は保管されていないため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するD株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき、申立期間④当時に在籍し、所在の判明した元同僚8人に照会したところ、3人から回答があり、3人のうちの一人は、当時経理を担当しており、当時の給与と比較して標準報酬月額が低いとは思わないと回答し、回答のあった3人とも、給与明細書等を保管しておらず、申立てに係る事実を確認することができないが、申立人の標準報酬月額は、上記名簿で申立期間在職していた元同僚の標準報酬月額と比較しても特に低いとは言えない。

申立期間⑤について、F株式会社の元事業主に照会したところ、現在は病氣療養中であり返答できない状況であるとのことで、申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等の存否は不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するF株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき、申立期間⑤当時に在籍し、所在の判明した元同僚4人に照会した

が、いずれの者からも回答を得ることができなかつたため、申立ての事実を確認するための資料及び供述を得ることができないが、申立人の標準報酬月額は、上記名簿で申立期間在職していた元同僚の標準報酬月額と比較しても特に低いとは言えない。

申立期間⑥について、株式会社Gの元事業主に照会したところ、「申立人の家を借りたため、申立人を形式的に従業員とし、申立人の負担する厚生年金保険料も私が立替えて納付していたものであり、給与を継続的に支払ったこともなく、標準報酬月額が低いということはありません。」との回答があった。

また、社会保険庁のオンライン記録の株式会社Gに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき、申立期間⑥当時に在籍し、所在の判明した元同僚6人に照会したが、いずれの者からも回答を得ることができなかつたため、申立ての事実を確認するための資料及び供述を得ることができない。

申立期間⑦について、株式会社Hの当時の事業主に照会したところ、当時の資料は保管しておらず、当時の記憶もなく、会社は存続しているものの休眠状態である旨供述しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録の株式会社Hに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づき、申立期間⑦当時に在籍し、所在の判明した元同僚3人に照会したところ、回答のあった3人とも当時の給与明細書等を保管しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間①から⑦までについて申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 20 日から 42 年 10 月 20 日まで
昭和 40 年 10 月 20 日に株式会社Aに入社してから 55 年 8 月 2 日まで継続して勤務していた。社会保険庁の記録では、42 年 10 月 20 日からの記録になっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録及び元同僚の回答から、申立人が申立期間において株式会社Aで調理担当として勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aにおける厚生年金保険の取扱いについて、申立人と同年の昭和 40 年 4 月に入社したとする元同僚は、厚生年金保険の被保険者の資格取得日は 41 年 7 月 1 日となっているほか、当該事業所のB店で勤務していた元同僚は「昭和 35 年 3 月に入社したが厚生年金保険の被保険者の資格取得日は 37 年 10 月 1 日であり、20 歳以上の人が途中入社した場合も 2 年間は厚生年金に加入させていただけなかった。」と回答している。

また、申立期間に申立人と同じ調理業務に従事していたとする複数の元同僚 7 人に、株式会社Aの入社日について照会したところ、回答があった入社日より 3 か月後から 31 か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、加入記録が欠落したとは考え難い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では昭和 42 年 10

月 20 日に資格取得していることが確認できる。

加えて、事業主は、申立期間当時の給与簿、労働者名簿等の関連資料がすべて不明としており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 24 日から 16 年 3 月 1 日まで

申立期間について、有限会社Aに勤務していたが、社会保険事務所の記録では国民年金加入期間となっている。私が知らない間に、妻が申立期間に係る国民年金保険料を追納しているが、当該事業所において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる平成 15 年分給与所得の源泉徴収票を所持しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時から有限会社Aに勤務している当該事業所の経理担当者の回答から、申立人は申立期間のうち、平成 15 年 8 月 25 日から 16 年 1 月 31 日まで当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、申立期間に有限会社Aにおいて厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料として当該事業所に係る平成 15 年分給与所得の源泉徴収票を所持しているが、当該事業所が保管する同年分給与所得の源泉徴収票及び所得税源泉徴収簿では、当該期間において控除されている社会保険料は前職（株式会社B）に係るものであることが確認できるほか、16 年分給与所得の源泉徴収票及び所得税源泉徴収簿においても当該事業所に係る保険料は控除されていないことが確認でき、申立期間に当該事業所において、申立人の給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、上記の経理担当者は、有限会社Aでは、従業員について、入社後 3 か月間の試用期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いであり、申立人は、試

用期間中に事業主に対して当該事業所を退職したい旨申し出たため、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった旨回答している。

さらに、当時の元同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月20日から43年9月1日まで

私は、株式会社Aで昭和35年7月1日から平成7年11月9日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和41年5月20日から43年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元従業員の供述から申立人が申立期間について、株式会社Aで勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの破産管財人に照会したところ、当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人は、株式会社Aに係る昭和42年3月から44年2月までの「経費元帳福利厚生費」を提出しているが、同社が納付していたと記載している厚生年金保険料額は、納付額が不明な42年8月を除いて、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間において被保険者であったことが確認できる者から徴収すべき保険料の合計額と一致しており、申立人の保険料は納付されていなかったと考えられる上、同社が控除していたと記載している厚生年金保険料額のうち、申立期間に対応する期間の合計額は、上記の被保険者が負担すべき保険料の合計額より少なくなっていることから、申立人の保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、複数の元従業員に照会したが、申立人の勤務実態及び申立人の給与

から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人は昭和41年5月20日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同月27日に健康保険証が返納され、43年9月1日に再び被保険者資格を取得したことが記録されており、資格喪失した41年5月20日から再取得した43年9月1日までに標準報酬月額が改定された記録も無い上、申立期間前後の申立人の健康保険の整理番号もそれぞれ*番と*番と異なっているため、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1248 (事案 726 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、勤務先を退職するときには再就職を考えていたので、脱退手当金は受け取っていない。婚姻後の住所は会社に知らせておらず、実家で両親が代理で受け取ったとも考えられないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i)申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和35年10月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii)申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚についても、被保険者名簿に「脱」表示が無く、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできないこと、iii)当時は、通算年金制度創設前であったことなどを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、退職当時は再就職を考えていたこと、婚姻後の住所を会社に連絡していないこと、実家の両親が代理で受け取ったとも考えられないことなどとして、再申立てを行っているが、再申立内容は、脱退手当金の支給自体を疑わせる新たな事情とは考え難いことから、当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月30日から27年6月1日まで

母と一緒にA株式会社B工場に勤めていた叔母から、母は脱退手当金をもらっていないと聞いた。母の厚生年金保険の記録が脱退手当金支給済みとなっているのは間違いなので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、通算年金制度創設前である昭和28年2月14日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 10,906円 28.2.14」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日等は社会保険庁のオンライン記録と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。